

(19) 地方独立行政法人 鳥取県産業技術センター 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (平成30年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
49 人	198,947 千円	43,483 千円	72,341 千円	314,771 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成31年4月1日現在)

一般職			研究職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
334,944 円	386,613 円	45 歳	343,688 円	421,992 円	43 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	186,400 円 県の規定に準ずる 行政職給料表1級29号給
	高校卒	152,000 円 県の規定に準ずる 行政職給料表1級9号給
研究職	大学院博士課程卒	243,000 円 県の規定に準ずる 研究職給料表1級57号給
	大学院修士課程卒	215,200 円 県の規定に準ずる 研究職給料表1級41号給
	大学卒	193,200 円 県の規定に準ずる 研究職給料表1級29号給
	短大卒	171,200 円 県の規定に準ずる 研究職給料表1級19号給

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
		円	円	円	円	
一般職	大学卒	円	円	円	356,000 円	
	高校卒	円	円	円	円	
研究職	大学卒	円	264,300 円	376,200 円	円	
	高校卒	円	円	円	円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	内 訳		
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給割合〕		
	区 分	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.145 月分 (0.945)	0.77 月分 (0.97)
	12月期	1.285 月分 (1.085)	0.77 月分 (0.97)
	計	2.430 月分 (2.030)	1.54 月分 (1.94)
	（注）（ ）内の数値は、特定幹部職員の支給割合です。勤勉手当の支給割合は、標準的な勤務成績の職員に適用される支給割合を記載しています。		
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有		
	〔平成30年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給額
	72,340,986 円	49 人	1,476,347 円
退職手当 （県の規定に 準ずる）	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
	勤続 40 年	44.7795 月分	47.709000 月分
	（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算） 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勸奨等により退職する場面に加算があります。		
	〔平成30年度実績〕		
	1人当たりの平均支給額	11,639,417 円 (23,034,764 円)	
	（注） 1 （ ）内は、勸奨、定年及び早期退職制度による退職者への支給実績を再掲したものです。 2 退職手当の1人あたり平均支給額は、平成30年度に退職した一般職員に支給された平均額です。		
時間外勤務手当 （県の規定に 準ずる）	〔平成30年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人あたり平均支給年額
	19,759,577 円	41 人	481,941 円

区分	内 容			
	対象職員	支 給 月 額		
管理職手当 (県の規定に 準ずる)	一定の管理または 監督の地位にある 職員	給料表、職務の級、手当区分に応じて定額を支給		
		一般職	6級3種 66,500 円	
		研究職	4級3種 62,700 円	
			4級4種 53,700 円	
		〔平成30年度実績〕		
	支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額	
	5,740,800 円	8 人	59,800 円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配 偶者、子等を有す る職員	ア 配偶者、子以外の扶養親族		6,500 円
		イ 子		9,200 円
		満15歳に達する日以後の最初の4月1日から 満22歳に達する日以後の最初の3月31日ま での間にある子		1人につき 5,000 円を加算
		〔平成30年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
		6,471,500 円	24 人	22,470 円
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月 額12,000円を超え る家賃を支払って いる職員	ア 借家・借間居住者		家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で 配偶者に居住させるため 借家・借間を借り受けて いる者		借家・借間居住者の例に よった場合の額の2分の 1相当額
		〔平成30年度実績〕		
		支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
	6,493,052 円	23 人	23,526 円	

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 1,600 円から 50,100 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算(高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度)
		エ 駐車料金を負担している場合	(パークドライブ) 公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。) (その他の駐車場代の加算) 支給要件に合致しないため制度を設けていない
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔平成30年度実績〕	
		支給総額	支給職員数
	4,656,274 円	45 人	8,623 円
単身赴任手当 (県の規定に 準ずる)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 30,000円+加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、8,000円から70,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。	
		〔平成30年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 30,000 円	
放射線取扱手当	放射線を金属に対して照射する作業を行う職員	職員が業務に従事した日 1日につき 300円 1分間に100マイクロシーベルト以上の放射線を照射する作業に従事した場合に支給 〔平成30年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 25 円	

区分	内 容														
	対象職員	支 給 月 額													
有害物取扱手当 (県の規定に準ずる)	毒物及び劇物等を取り扱う職員	職員が業務に従事した日 1日につき 300円													
		[平成30年度実績] 1人当たりの平均支給月額	100 円												
管理職員特別勤務手当 (県の規定に準ずる)	管理職手当を受け る職員で週休日又 は休日等に勤務し た職員	管理職手当の区分に応じて定額を支給													
		1種	12,000 円												
		2種	10,000 円												
		3種及び4種	8,000 円												
		[平成30年度実績] なし													
6 役員の報酬等の状況 (平成31年4月1日現在)															
区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考												
理 事 長	679,000 円	なし	下記のとおり業績給を支給												
理 事	300,000 円														
非常勤理事 非常勤監事	1回あたり30,000 円														
<p>[業績給]</p> <p>評価委員会による法人の業績評価結果、個人評価、経歴等を反映した業績給を6月期及び12月期に支給する。</p> <p>[平成30年度実績]</p> <p>①常勤役員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給者数</th> <th>1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19,831,536 円</td> <td>3 人</td> <td>550,876 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②非常勤役員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支給総額</th> <th>支給者数</th> <th>1人当たり 平均支給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>420,000 円</td> <td>2 人</td> <td>17,500 円</td> </tr> </tbody> </table>				支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)	19,831,536 円	3 人	550,876 円	支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額	420,000 円	2 人	17,500 円
支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額 (期末手当等を含む)													
19,831,536 円	3 人	550,876 円													
支給総額	支給者数	1人当たり 平均支給月額													
420,000 円	2 人	17,500 円													
7 給与制度の変更															
(1) 変更内容															
区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由												
非常勤役員手当	1回あたり 30,000円	日額 30,000円	支給基準の変更												
(2) 適用日 平成30年4月1日															